

区・整理番号、指定・宛名番号

● 納付書で市県民税を納められる方(普通徴収)

市民税・県民税 税額決定・納税 通知書の

“区+通知書番号”を入力 例)2000100011

○お問合せの際は、この番号をお知らせください。

年度	区	通知書番号	組合番号
20		00100011	

(賦課の根拠など詳しくは1～3枚目裏面をご覧ください。) (単位：円)

年 税 額	
① 給与からの特別徴収税額	
② 公的年金からの特別徴収税額	
③ 普通徴収税額 (① - ② - ③)	
④ 納付済額又は前の通知書で納める税額	
⑤ 所得割額より控除できなかった配当割額、株式等譲渡所得割額控除額	

● 給与から天引きされる方(給与特別徴収)

給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(扶養義務者用)の

“指定番号(8ケタ)+宛名番号(5ケタ)”を入力 例)20000000012345

氏 名	指定番号
	20000000
	宛名番号
	12345

定(変更)しましたので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)並びに神戸市定によって通知します。
 5場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審の翌日から起算して1年を経過すると審査請求はできなくなります。この特別徴収税額前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告提起することができます。
 請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつき、②処分、処分の執行又は手続きの執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急のとにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起するこ

神戸市長

● 年金から天引きされる方(年金特別徴収)

年金所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書の

“区+通知書番号”を入力 例)2000100011

年度
年金所得等に係る市民税・県民税
特別徴収税額の決定・変更通知書

区	通知書番号	税額変更理由
20	00100011	

本年度において、公的年金から特別徴収(引落し)の方法によって徴収する額は次のとおりです。

徴収月と金額	年4月	年6月	年8月
	円	円	円
長	年10月	年12月	年2月
	円	円	円

※4月・6月・8月に実際に徴収する額は、昨年度の通知書において特別徴収(引落し)することを通知した額であり、上記の金額と異なる場合があります。徴収金額と上記の金額に差異があった場合は、改めて通知いたします。

あなたが来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、来年度税額として 年4月・6月・8月の各月に、公的年金から右の金額を特別徴収(引落し)の方法によって徴収します。

特別徴収年報額	円
翌年度仮徴収額	円
(年)	
4月	円
6月	円
8月	円

特別徴収を行う公的年金の支払者の名称